

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月18日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド クワン・ケリペル
(Kwan Queripel)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、
セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約512億1,000万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約697億3,000万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=102.42円および1ユーロ=139.46円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年4月18日に半期報告書を提出いたしましたので、平成26年1月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

_____ は訂正部分を示します。

表紙

< 訂正前 >

(前略)

代表者の役職氏名 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ
(Kate Charles)

(中略)

届出の対象とした募集 (売出) 外 (i) HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
国投資信託受益証券の金額 米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル (約512億1,000万円) を上限額とする。

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル (約512億1,000万円) を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ (約697億3,000万円) を上限額とする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

代表者の役職氏名 ビジネス・マネジメント・ヘッド クワン・ケリペル
(Kwan Queripel)

(中略)

届出の対象とした募集 (売出) 外 HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
国投資信託受益証券の金額 米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル (約512億1,000万円) を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ (約697億3,000万円) を上限額とする。

(後略)

[次へ](#)

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」といい、また両者を総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。)の2本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集されている。

(注2) HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンド、HSBC US アドバンテージ・ファンド、HSBC アルファ・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC レバレッジド・アルファ・アドバンテージ・ファンドは平成21年7月31日付、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドは平成23年6月30日付で償還した。HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドについては、平成24年2月1日以降、日本における募集を停止した後、平成24年4月30日付で償還した。HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては、平成24年4月27日以降、日本における募集を停止した後、平成24年9月30日付で償還した。

<訂正後>

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注) ユニ・フォリオは、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」といい、また「アドバンテージ・ファンド」ということがある。)の1本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 上記の2本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券およびユーロ・クラス受益証券(以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。)ならびに米ドル・Rクラス受益証券(以下、「Rクラス」という。)の3種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券およびスイスフラン・クラス受益証券(以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。)、米ドル・Rクラス受益証券、スターリング・Rクラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・Rクラス受益証券(以下、併せて「Rクラス」という。)、ならびにインスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券(以下、併せて「インスティテューショナル・クラス」という。)の9種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

<訂正後>

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券およびスイスフラン・クラス受益証券(以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。)、米ドル・Rクラス受益証券、スターリング・Rクラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・Rクラス受益証券(以下、併せて「Rクラス」という。)、ならびにインスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券(以下、併せて「インスティテューショナル・クラス」という。)の9種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約512億1,000万円)を上限額とする。

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約512億1,000万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約697億3,000万円)を上限額とする。

(注1) 米ドルおよびユーロの円換算額は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.42円および1ユーロ=139.46円)による。以下、別段の記載がない限り米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ユニ・フォリオは、ガーンジーの法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(後略)

<訂正後>

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約512億1,000万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約697億3,000万円)を上限額とする。

(注1) 米ドルおよびユーロの円換算額は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.42円および1ユーロ=139.46円)による。以下、別段の記載がない限り米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ユニ・フォリオは、ガーンジーの法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建てまたはユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨またはユーロ貨をもって行う。

(後略)

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

申込手数料は、発行価格に3.15%^(注) (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(注) 手数料率は、手数料率 (税抜き) にかかる消費税 (地方消費税を含む。以下同じ。) に相当する料率 (5%) を加算した料率を表記している。消費税が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となる。以下同じ。

< 訂正後 >

申込手数料は、発行価格に3.24% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(9) 払込期日

< 訂正前 >

申込金額等の支払は日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

< 訂正後 >

申込金額等の支払は日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

(10) 払込取扱場所

< 訂正前 >

上記 (8) 申込取扱場所に同じ。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

< 訂正後 >

上記 (8) 申込取扱場所に同じ。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、管理会社が管理する顧客口座にファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

(12) その他

< 訂正前 >

(前略)

日本以外の地域における発行

各ファンドについて、毎暦月最終営業日にそれぞれの一口当たり純資産価格で、海外において販売される。

< 訂正後 >

(前略)

日本以外の地域における発行

ファンドについて、毎暦月最終営業日にそれぞれの一口当たり純資産価格で、海外において販売される。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの形態

各ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC ユニ・フォリオ(以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、2本のファンドが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

(中略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている2本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては3種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては9種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。管理会社は、その他のファンドを信託証書により追加設定することができる。

ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で買い戻すという仕組みになっている。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

ファンドの目的および基本的性格

各ファンドについての別紙を参照のこと。

<訂正後>

ファンドの形態

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC ユニ・フォリオ(以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、本ファンドのみが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

(中略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている本ファンドのみで現在構成されており、管理会社は、その他のサブ・ファンドを信託証書により追加設定することができる。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは9種類の受益証券が発行される。ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、ファンドの別紙を参照のこと。

ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で買い戻すという仕組みになっている。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

ファンドの目的および基本的性格

ファンドについての別紙を参照のこと。

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

平成24年 9 月30日 HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドの償還

< 訂正後 >

(前略)

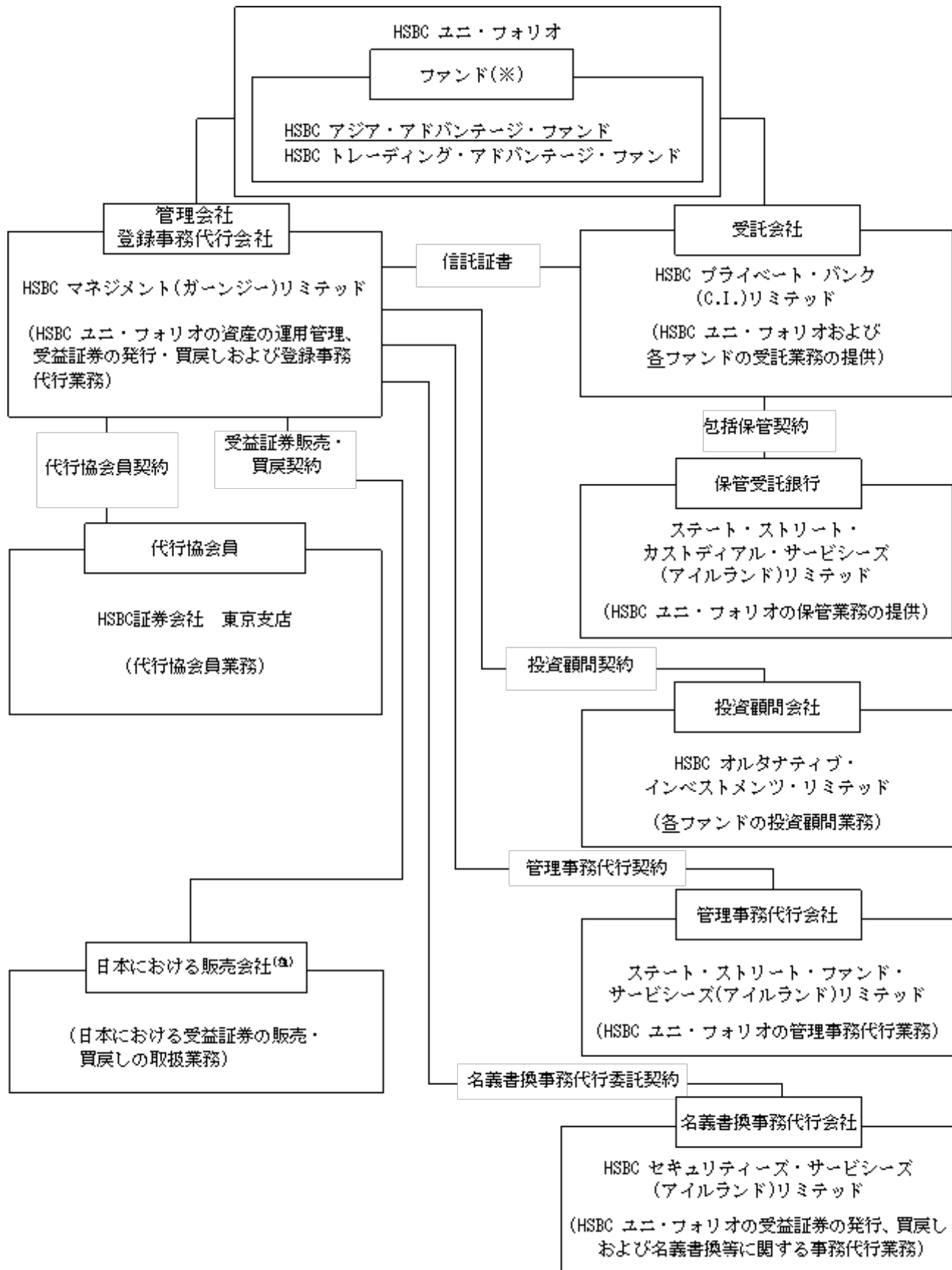
平成24年 9 月30日 HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドの償還

平成26年 4 月17日 HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドの償還

(3) ファンドの仕組み

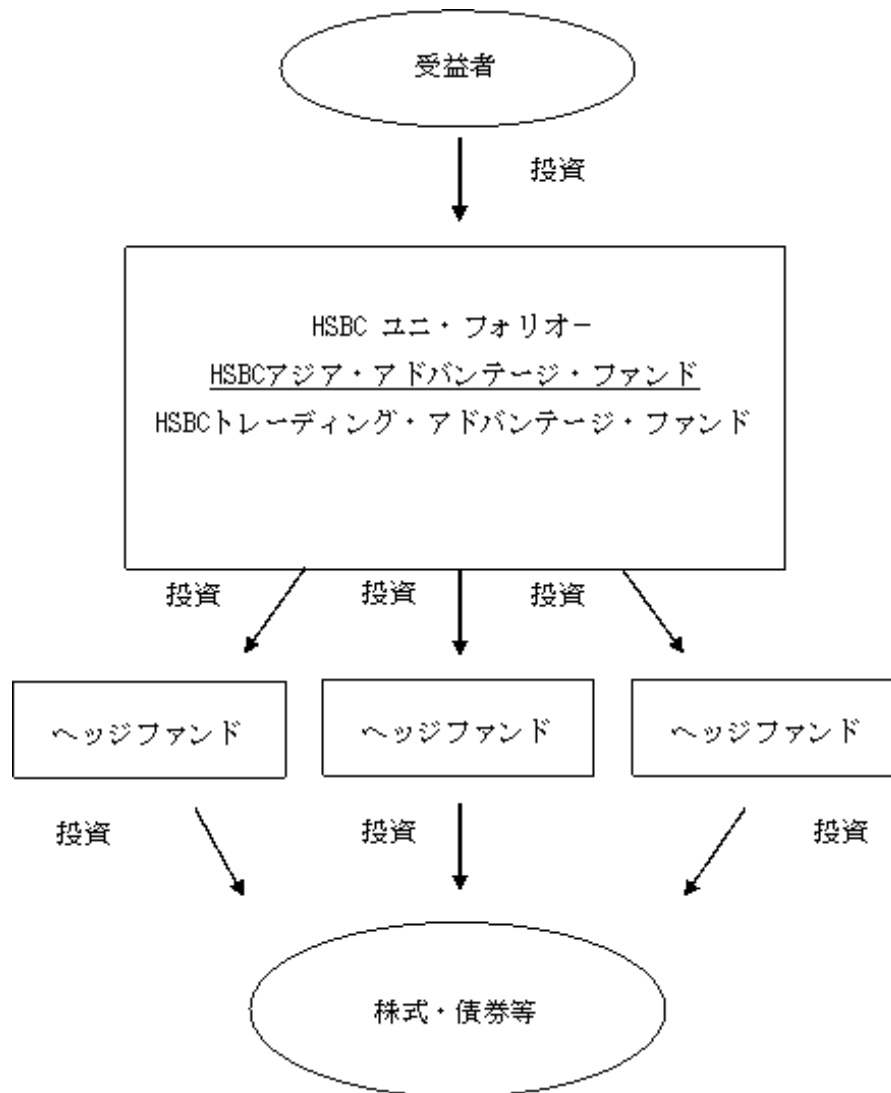
<訂正前>

ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
HSBC マネジメント(ガーンジー) リミテッド (HSBC Management(Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成11年7月23日付信託証書(随時補遺により改訂済)を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよび終了について規定している。
HSBC プライベート・バンク (C.I.)リミテッド (HSBC Private Bank(C.I.)Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成11年7月23日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、ユニ・フォリオおよび各ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。

(中略)

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、ガーンジーの法律に基づき昭和61年9月25日に設立された。

()会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

()資本金の額

平成25年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,674万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=167.42円)による。

()会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

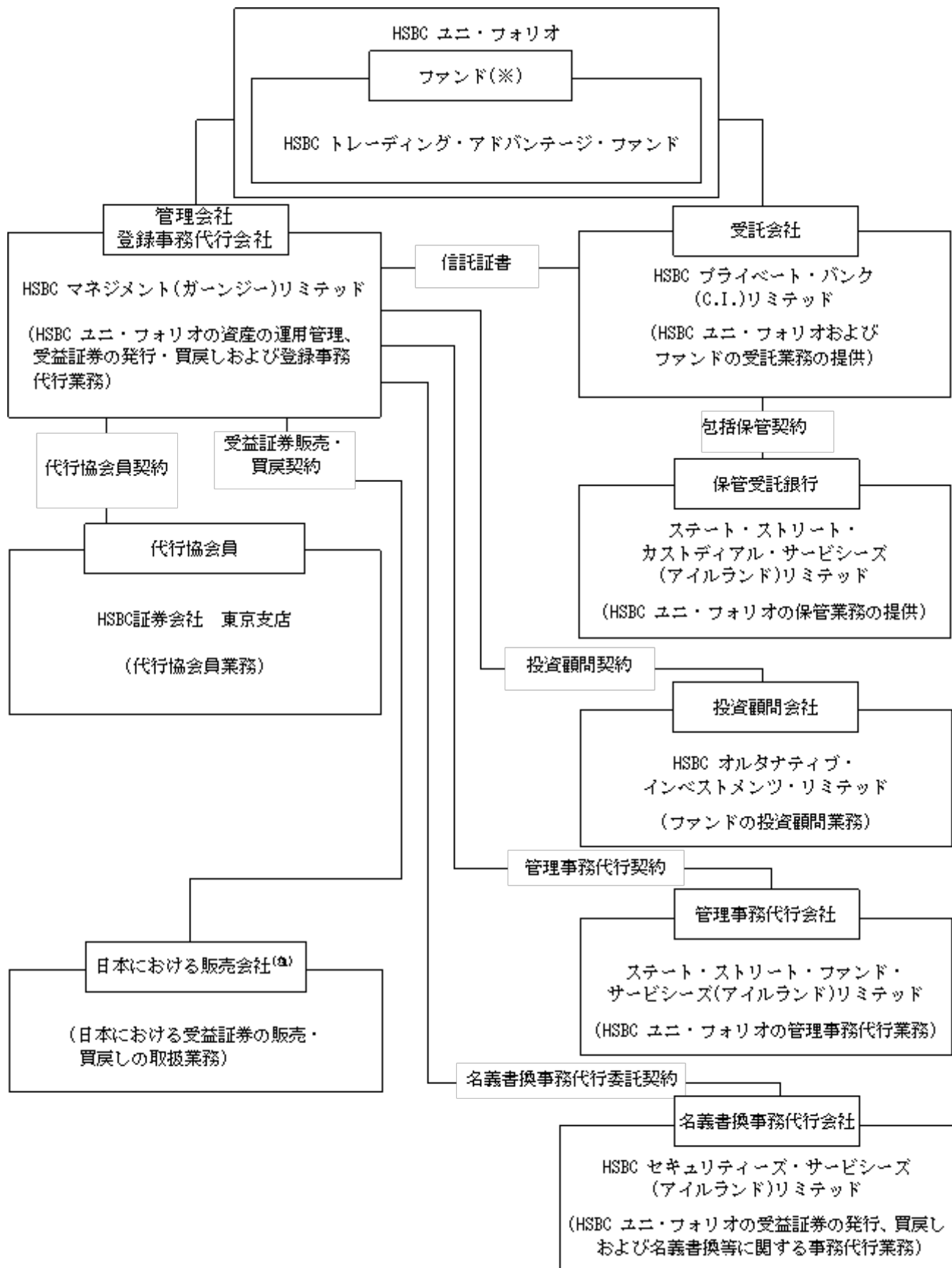
()大株主の状況

(平成25年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ ピーター・ポート, パーク・スト リート, パーク・プレイス	100,000株	100%

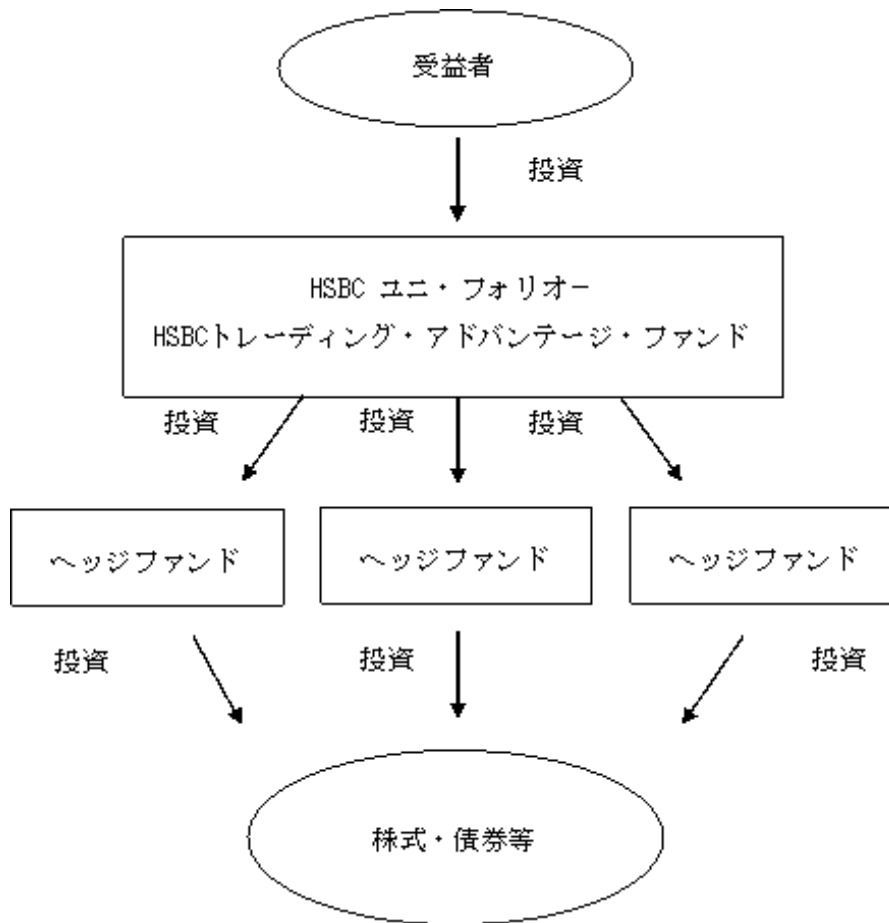
<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
HSBC マネジメント(ガーンジー) リミテッド (HSBC Management(Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成11年7月23日付信託証書(随時補遺により改訂済)を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよび終了について規定している。
HSBC プライベート・バンク (C.I.)リミテッド (HSBC Private Bank(C.I.)Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成11年7月23日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、ユニ・フォリオおよびファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。

(中略)

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、ガーンジーの法律に基づき昭和61年9月25日に設立された。

()会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

()資本金の額

平成26年2月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,701万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=170.14円)による。

()会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

()大株主の状況

(平成26年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ ピーター・ポート, パーク・スト リート, パーク・プレイス	100,000株	100%

(5) 開示制度の概要

< 訂正前 >

ガーンジーにおける開示

(中略)

(口) 受益者に対する開示

受益証券価格の公告

各ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストは当該ファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。管理会社は、受益証券がある証券取引所に上場または売買されることを予定していない。

報告書および計算書

あるファンドの会計期間に関する監査済み財務諸表は、その基準通貨で作成され、当該ファンドの全受益者は、当該会計基準日から6か月以内にこれを入手することができる。管理会社は、未監査の中間報告書も受益者に対し提供するものと予想している。各ファンドの年次報告書は管理会社の各事務所において閲覧することができ、写しはかかる事務所から得ることができる。

受益者への通知

特定ファンドの受益者に対し送付もしくは送達を要求される通知またはその他書面は、郵送される場合、当該ファンドの受益者名簿に記載される住所宛で送付された場合に適式に行われたものとみなされ、また郵送される場合、投函後5日目に送達または受領されたものとみなされる。共同受益者の場合は、かかる通知または書面は最初の記名者の住所宛で送付される。

(後略)

< 訂正後 >

ガーンジーにおける開示

(中略)

(口) 受益者に対する開示

受益証券価格の公告

ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストはファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。管理会社は、受益証券がある証券取引所に上場または売買されることを予定していない。

報告書および計算書

ファンドの会計期間に関する監査済み財務諸表は、その基準通貨で作成され、ファンドの全受益者は、当該会計基準日から6か月以内にこれを入手することができる。管理会社は、未監査の中間報告書も受益者に対し提供するものと予想している。ファンドの年次報告書は管理会社の各事務所において閲覧することができ、写しはかかる事務所から得ることができる。

受益者への通知

ファンドの受益者に対し送付もしくは送達を要求される通知またはその他書面は、郵送される場合、ファンドの受益者名簿に記載される住所宛で送付された場合に適式に行われたものとみなされ、また郵送される場合、投函後5日目に送達または受領されたものとみなされる。共同受益者の場合は、かかる通知または書面は最初の記名者の住所宛で送付される。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

別紙を参照のこと。

投資戦略

投資顧問会社は、各ファンドの別紙に記載される投資制限に従い、各ファンドの資産を複数の他の投資信託 (以下「投資先ファンド」という。) に (後記「デュー・デリジェンス」の項に記載される方法で) 配分する。選定プロセスでは、定性的判断および定量的手法が考慮される。投資顧問会社は、投資対象を定期的に見直し、必要な場合には配分を調整する。投資顧問会社は、新たな投資可能性を常に検討しつつ、選定した投資先ファンドの持続的な監視を行う。

各ファンドは、投資顧問会社により選定された投資先ファンドにその資産を配分することによりその投資目的を追求する。

(中略)

デュー・デリジェンス

投資顧問会社は、(i) 市場リスクまたは市場外リスクに対する体系的および持続的なエクスポージャーならびに (ii) リスクに対し高いパフォーマンスを提供する能力を評価する目的で、ファンド・マネジャーを特定し、調査し、監視する。かかる情報に基づき、投資顧問会社は、各ファンドの目的に対応する投資先ファンドで主に構成されるポートフォリオを構築し、維持する。かかる目的および投資方針により課される制限ならびに各ファンドの制限に従い、投資顧問会社は、様々な投資先ファンドへの資産の配分ならびに種々のファンド・マネジャー、戦略および投資モデルの利用を通じて各ファンドにつきバランスの取れたポートフォリオを構築するよう努める

投資顧問会社は、特定の投資対象に伴う全体的な投資リスクを管理し、かつ、特定の戦略に伴うリスクに対する利回りを最適化するため、種々のリスクカテゴリーにファンドのリスクを分散させるべくあらゆる努力を行う。原則的に、各ファンドは、リスクおよび利回りにつき種々のパラメーターを有する。投資顧問会社は、規制により課されかつ自らが課す分散要件に従いファンドの投資目的および投資方針に最適であると自らが判断する資産配分戦略を構築するため、各ファンドにつき定性的評価および定量的評価の両方を用いる。かかる監視は、市況および / またはファンド・マネジャーに関する動向を考慮してファンドの資産の再配分を必要とすることがある。

(中略)

リスク管理および投資の監視

投資顧問会社は、各ファンドに関する各ファンド・マネジャーの適性、当該時点の市況と関係するファンドの戦略および各ファンドの投資目的との適合性ならびに投資戦略またはファンド・マネジャーの組織戦略に影響を及ぼすような変更が生じた場合におけるアセット・アロケーションの変更の必要性を判断するため、ファンド・マネジャーおよびファンドの資産が投資される投資先ファンドが活動する市場を調査する一方で、かかるファンド・マネジャーおよび投資先ファンドを積極的に監視するよう努める。

(後略)

< 訂正後 >

別紙を参照のこと。

投資戦略

投資顧問会社は、ファンドの別紙に記載される投資制限に従い、ファンドの資産を複数の他の投資信託 (以下「投資先ファンド」という。) に (後記「デュー・デリジェンス」の項に記載される方法で) 配分する。選定プロセスでは、定性的判断および定量的手法が考慮される。投資顧問会社は、投資対象を定期的に見直し、必要な場合には配分を調整する。投資顧問会社は、新たな投資可能性を常に検討しつつ、選定した投資先ファンドの持続的な監視を行う。

ファンドは、投資顧問会社により選定された投資先ファンドにその資産を配分することによりその投資目的を追求する。

(中略)

デュー・デリジェンス

投資顧問会社は、(i) 市場リスクまたは市場外リスクに対する体系的および持続的なエクスポージャーならびに (ii) リスクに対し高いパフォーマンスを提供する能力を評価する目的で、ファンド・マネジャーを特定し、調査し、監視する。かかる情報に基づき、投資顧問会社は、ファンドの目的に対応する投資先ファンドで主に構成されるポートフォリオを構築し、維持する。かかる目的および投資方針により課される制限ならびにファンドの制限に従い、投資顧問会社は、様々な投資先ファンドへの資産の配分ならびに種々のファンド・マネジャー、戦略および投資モデルの利用を通じてファンドにつきバランスの取れたポートフォリオを構築するよう努める

投資顧問会社は、特定の投資対象に伴う全体的な投資リスクを管理し、かつ、特定の戦略に伴うリスクに対する利回りを最適化するため、種々のリスクカテゴリーにファンドのリスクを分散させるべくあらゆる努力を行う。原則的に、ファンドは、リスクおよび利回りにつき種々のパラメーターを有する。投資顧問会社は、規制により課されかつ自らが課す分散要件に従いファンドの投資目的および投資方針に最適であると自らが判断する資産配分戦略を構築するため、ファンドにつき定性的評価および定量的評価の両方を用いる。かかる監視は、市況および / またはファンド・マネジャーに関する動向を考慮してファンドの資産の再配分を必要とすることがある。

(中略)

リスク管理および投資の監視

投資顧問会社は、ファンドに関する各ファンド・マネジャーの適性、当該時点の市況と関係するファンドの戦略およびファンドの投資目的との適合性ならびに投資戦略またはファンド・マネジャーの組織戦略に影響を及ぼすような変更が生じた場合におけるアセット・アロケーションの変更の必要性を判断するため、ファンド・マネジャーおよびファンドの資産が投資される投資先ファンドが活動する市場を調査する一方で、かかるファンド・マネジャーおよび投資先ファンドを積極的に監視するよう努める。

(後略)

(4) 配分方針

< 訂正前 >

各ファンドの分配日は、ファンド証書に記載される通りとする。

管理会社は、受託会社への事前の通知により、いずれかのファンドの分配日を変更し、またはある会計期間中の分配の回数および中間会計期間の回数を増やすことができる。

発行済の累積型受益証券のみを有するファンドでは、管理会社は、投資に充当可能な全資金がまず当該ファンドによって全株所有される投資会社に対し貸し付けられるように当該ファンドの業務を取り決めることができる。かかる取決めは、特定の受益者に対する租税特典を備えていたり、いなかったりすることがあり、かかるファンドの累積型受益証券の取得を考えるすべての投資者は、当該累積型受益証券の取得、保有および処分により生じる同人の租税義務(もしあれば)に関し適切な税務アドバイスを求めるよう勧められる。

かかる利益配分方針が適用されるファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙に表示されている。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

平準化

あるファンドの受益証券の異なる時期の発行または買戻しの結果による未分配純利益の変動を回避するため、かかる受益証券の価格には、評価時点に発行済の当該各受益証券に帰属する利益額に相当する平準化額が含まれることがあり、従って、各評価時点はかかる目的上個別の区分期間とみなされる。平準化による支払額は、通常、関係受益証券の発行後支払われる最初の分配金と併せて分配受益証券の所有者に払い戻されるか、または当該受益証券の買戻時もしくは償還において依然未決済の場合、発生利益支払額として当該手取金に含まれる。

< 訂正後 >

ファンドの分配日は、ファンド証書に記載される通りとする。

管理会社は、受託会社への事前の通知により、いずれかのファンドの分配日を変更し、またはある会計期間中の分配の回数および中間会計期間の回数を増やすことができる。

発行済の累積型受益証券のみを有するサブ・ファンドでは、管理会社は、投資に充当可能な全資金がまず当該サブ・ファンドによって全株所有される投資会社に対し貸し付けられるように当該サブ・ファンドの業務を取り決めることができる。かかる取決めは、特定の受益者に対する租税特典を備えていたり、いなかったりすることがあり、かかるサブ・ファンドの累積型受益証券の取得を考えるすべての投資者は、当該累積型受益証券の取得、保有および処分により生じる同人の租税義務(もしあれば)に関し適切な税務アドバイスを求めるよう勧められる。

かかる利益配分方針が適用されるサブ・ファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙に表示されている。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

平準化

あるサブ・ファンドの受益証券の異なる時期の発行または買戻しの結果による未分配純利益の変動を回避するため、かかる受益証券の価格には、評価時点に発行済の当該各受益証券に帰属する利益額に相当する平準化額が含まれることがあり、従って、各評価時点はかかる目的上個別の区分期間とみなされる。平準化による支払額は、通常、関係受益証券の発行後支払われる最初の分配金と併せて分配受益証券の所有者に払い戻されるか、または当該受益証券の買戻時もしくは償還において依然未決済の場合、発生利益支払額として当該手取金に含まれる。

(5) 投資制限

< 訂正前 >

各別紙を参照のこと。

各別紙に記載されている借入制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。同様に、投資制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。

下記の投資制限が日本証券業協会の規定する選別基準に基づいて追加的に課される。

空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、各ファンドの純資産総額を超えてはならない。

借入れの制限

借入残高の総額が各ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

同一法人の株式の取得制限

管理会社により運用されているすべての投資信託の全体においていずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することはできない。

(注) 上記の料率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととなる。

流動性に欠ける組入資産への投資制限

各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することができない。

不適切取引の禁止

管理会社が、管理会社または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、または各ファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

マネージド・アカウントを通じた投資

アドバンテージ・ファンドの資産は、マネージド・アカウントに投資されることがある。ただし、かかる投資がアドバンテージ・ファンドの完全所有子会社(以下「投資対象保有会社」という。)のみを通じて運用される場合に限られる。投資対象保有会社の取締役の過半数は管理会社の取締役でなくてはならない。一または複数のポートフォリオ・マネジャーが、かかる投資対象保有会社の資産について投資一任権限を有するものとして任命される。かかるポートフォリオ・マネジャーの氏名は、ユニ・フォリオが随時公表する定期報告書において開示され、株主はいつでも管理会社の登記上の事務所において情報を照会することができる。ポートフォリオ・マネジャーは、通常、固定運用報酬と変動成功報酬を受領する権利を有する。投資顧問会社は、例えば、ユニ・フォリオの資産を投資対象保有会社の債権者から隔離するため、またはユニ・フォリオには適用されない税制優遇策を受けるため、新規に募集を行っていないか、または関連するアドバンテージ・ファンドの投資対象・投資方針に合致しない投資方針を持つヘッジ・ファンドのマネジャーに資産を割り当てるために、有限責任会社として設立された投資対象保有会社を利用することができる。各投資対象保有会社は、関連するアドバンテージ・ファンドの投資制限および投資目的に従って投資を行わなくてはならない。アドバンテージ・ファンドが一または複数の投資対象保有会社を通じて投資運用の一部を行う場合、その資産にはかかる投資対象保有会社を通じて直接的および間接的に保有される証券や金融商品が含まれる。ユニ・フォリオは、投資対象保有会社が発行する全株式または受益証券をユニ・フォリオに代わり取得するために、アドバンテージ・ファンドの利用可能資産の一部を利用する。一または複数の投資対象保有会社により発行され、アドバンテージ・ファンドにより保有される証券は、投資制限規制上はアドバンテージ・ファンドの投資とはみなされない。従って、ユニ・フォリオの監査済年次報告書および未監査半期報告書を作成する場合は、各投資対象保有会社の財務実績は、ユニ・フォリオの監査人により監査される関連するアドバンテージ・ファンドの財務実績に連結される。投資対象保有会社の活動は上記の方法により資産を保有することに限定される。さらに、受託会社は、その法律上の義務を果たすためあらゆる方策を講じることを確保する。

< 訂正後 >

各別紙を参照のこと。

各別紙に記載されている借入制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。同様に、投資制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。

下記の投資制限が日本証券業協会の規定する選別基準に基づいて追加的に課される。

空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

借入れの制限

借入残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

同一法人の株式の取得制限

管理会社により運用されているすべての投資信託の全体においていずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することはできない。

(注) 上記の料率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととなる。

流動性に欠ける組入資産への投資制限

ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することができない。

不適切取引の禁止

管理会社が、管理会社またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

マネージド・アカウントを通じた投資

アドバンテージ・ファンドの資産は、マネージド・アカウントに投資されることがある。ただし、かかる投資がアドバンテージ・ファンドの完全所有子会社(以下「投資対象保有会社」という。)のみを通じて運用される場合に限られる。投資対象保有会社の取締役の過半数は管理会社の取締役でなくてはならない。一または複数のポートフォリオ・マネジャーが、かかる投資対象保有会社の資産について投資一任権限を有するものとして任命される。かかるポートフォリオ・マネジャーの氏名は、ユニ・フォリオが随時公表する定期報告書において開示され、株主はいつでも管理会社の登記上の事務所において情報を照会することができる。ポートフォリオ・マネジャーは、通常、固定運用報酬と変動成功報酬を受領する権利を有する。投資顧問会社は、例えば、ユニ・フォリオの資産を投資対象保有会社の債権者から隔離するため、またはユニ・フォリオには適用されない税制優遇策を受けるため、新規に募集を行っていないか、または関連するアドバンテージ・ファンドの投資対象・投資方針に合致しない投資方針を持つヘッジ・ファンドのマネジャーに資産を割り当てるために、有限責任会社として設立された投資対象保有会社を利用することができる。各投資対象保有会社は、関連するアドバンテージ・ファンドの投資制限および投資目的に従って投資を行わなくてはならない。アドバンテージ・ファンドが一または複数の投資対象保有会社を通じて投資運用の一部を行う場合、その資産にはかかる投資対象保有会社を通じて直接的および間接的に保有される証券や金融商品が含まれる。ユニ・フォリオは、投資対象保有会社が発行する全株式または受益証券をユニ・フォリオに代わり取得するために、アドバンテージ・ファンドの利用可能資産の一部を利用する。一または複数の投資対象保有会社により発行され、アドバンテージ・ファンドにより保有される証券は、投資制限規制上はアドバンテージ・ファンドの投資とはみなされない。従って、ユニ・フォリオの監査済年次報告書および未監査半期報告書を作成する場合は、各投資対象保有会社の財務実績は、ユニ・フォリオの監査人により監査される関連するアドバンテージ・ファンドの財務実績に連結される。投資対象保有会社の活動は上記の方法により資産を保有することに限定される。さらに、受託会社は、その法律上の義務を果たすためあらゆる方策を講じることを確保する。

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

投資者による各ファンドに対するエクスポージャーは、投資者の投資全体の小さな割合に留めるべきであり、また、かかる投資者は、投資分全額の喪失に十分耐えることができるものでなければならない。

以下に概述されるリスク警告は、ユニ・フォリオを構成する特定ファンドに該当することもあるが、該当しないこともある。リスク警告が特定ファンドに該当するか否かは、各ファンドの別紙の「リスク要因とその開示」の項を参照のこと。

市場リスク

(中略)

ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズであるファンドは、当該ファンドの投資対象自体の評価方法に起因する評価リスクを被ることがある。これらの投資先ファンドの一部は、ファンド・マネジャーと関係のあるファンドの管理事務代行者またはファンド・マネジャー自身によって評価されることがあり、その結果、かかる評価について、独立した第三者による定期的または適時の確認が行われないこととなる。したがって、当該ファンドの評価には、特定の評価時点の当該投資先ファンドの真の価格を反映しないことがあるというリスクが存在し、そのことが当該ファンドに大きな損失をもたらすことがある。

(中略)

集中リスク

(中略)

ファンド・オブ・ファンズ

かかるファンドは、その純資産総額の20%までをいずれか一つの投資対象に投資することができる。かかる数値は高いように思えるが、当該ファンドは目標市場で多数の投資対象に投資することに留意すべきである。通常、多くの投資対象は特定市場への集中が軽減されるように維持され、二つの投資対象が同一市場に集中する場合、それらは当該市場へのエクスポージャーが「均衡される」ように異なる取引形態を採用する。しかし、これらにかかわらず、「市場リスク」において述べたとおり、時には世界の全市場にマイナスの影響を及ぼすような事態が発生し、その結果市場価格および金利への打撃が当該ファンドの受益証券の価格に反映されることになる。

投資運用ポートフォリオが随時同一市場で等価の相反するポジションを保有することも起こりうる。

(中略)

投資顧問会社および投資制限

管理会社は、各ファンドの投資顧問会社を指名し、各ファンド内で各々の場合潜在的に異なる、それらの投資信託説明書に記載されたところによる投資制限および指針が実施されるように当該投資顧問会社と契約を締結する。あらゆる場合、これらの投資信託説明書に記載される投資制限は制限および限度との関係上「最低限の共通指標」とされ、投資顧問会社は全般に、かかる制限に概述されるよりもさらに大きな制限を受けることが予想される。投資制限および限度に関する各投資顧問会社の契約上の特定義務についての詳細は、関係ファンドの受益証券所有者による書面での請求に応じ管理会社により提供される。

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記の他、投資者は、下記の「さらなるリスク要因」に留意する必要がある。また、投資者は、各ファンドが通常高度な投資リスクを伴い、かつ、豊富な知識を有する投資者向けに限定されていることに留意されたい。投資者は、その資産の大部分を各ファンドに投資することは避けるべきである。

リング・フェンシング

ユニ・フォリオの約款に従い、各ファンドの資産は、「制限」または「留保」されている。これは、ユニ・フォリオに属する他のファンドの債務をカバーする目的でかかる資産を利用することができないことを意味する。

英国ヴァージン諸島に所在する企業の利用

各ファンドは、英国ヴァージン諸島で登録された全額出資子会社を通じて投資を行う。ファンドのために行われるあらゆる投資の投資対象は、かかる子会社により保有される。

さらなるリスク要因

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドはスイスで認可されているため、これらのファンドの投資者は、以下のさらなるリスク要因に留意されたい。

一般的リスク

投資を行おうとする者は、ユニ・フォリオへの投資には、投資全額を喪失するリスクを含む高度なリスクが伴うことに留意されたい。各ファンドは、証券、金融先物およびデリバティブ商品のボラティリティ、為替リスクおよび金利リスク、かかる市場および商品におけるトレーディングのレバレッジ効果ならびに相手方の不履行に起因する損失に対する潜在的エクスポージャー等のリスクを含む高度なリスクを伴う商品に投資し、これらを取引する可能性がある。投資プログラムが良好に達成されるとの保証はなく、投資目的が達成されるとの保証もない。ファンドの受益証券の価格および価額は変動し、受益証券の価額は当初の投資額を下回ることがある。

ファンドが投資する投資信託の選定および監視の際に厳格なデュー・デリジェンスが行われるものの、かかる投資先ファンドの従前のパフォーマンスは、いかなる方法によってもその将来のパフォーマンス(収益性の観点からか相関性の観点からかを問わない。)を保証するものであると解釈されるものではない。受益証券の買戻し時またはファンドが解散した場合、投資者は、投資全額を回収できなくなることがある。

各ファンドは、投機的な投資方針を追求する投資信託に投資することを目的とする。かかる投資先ファンドは、通常、「ヘッジ・ファンド」または「オルタナティブ投資」として知られるカテゴリーに属する。同様に、一連の投資対象には、コモディティの先物契約およびオプションならびに通貨または関係する金融商品の先物契約に投資する投資信託が含まれることがある。かかる投資先ファンドは、オプション権、先物契約または証券の空売り等の特殊な投資手法または取引技法を用いる可能性がある。各ファンドは、複数のファンド・マネジャーにより複数の投資スタイルで管理されている投資先ファンドを選定することにより、または複数のセクターに投資することにより、リスクを分散させるよう努める。

管理機関の不存在

各ファンドは、管理機関が投資先ファンドを全くまたは殆ど監視しない法域で設立された投資信託に投資する権限を授与されている。かかる場合、各ファンドは受益者の利益を保護するために他の保証が行われることを確保するものの、かかる保護は管理機関による監視と比べると効果が低くなる可能性がある。また、かかる監視または保護は、投資先ファンドに適用される投資リスクおよびリスク分散に関する指示の明確性に欠け、または投資方針の柔軟性に欠ける可能性がある。かかるリスクを最小限に抑えるため、投資先ファンドの選定基準に関するデュー・デリジェンス手続が確立されている(前記「2 投資方針(1) 投資方針 デュー・デリジェンス」の項参照)。

(中略)

報酬体系

各ファンドは、自らの管理費用、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬ならびにファンドが投資した投資先ファンドからファンド・マネジャーその他の業務提供者に対し支払われる報酬の比例按分額を負担する。このため、ファンドの運営費用は、他の投資プランと比べて純資産価額に対しより高い割合を表章することがある。また、投資先ファンドにより用いられる戦略の中には、ポジションの頻繁な変更およびポートフォリオの過当取引を要求するものもある。これは、同様の規模の他の投資プランと比べてはるかに高額なブローカー報酬を発生させることがある。

(後略)

投資者によるファンドに対するエクスポージャーは、投資者の投資全体の小さな割合に留めるべきであり、また、かかる投資者は、投資分全額の喪失に十分耐えることができるものでなければならない。

以下に概述されるリスク警告は、ユニ・フォリオを構成する特定ファンドに該当することもあるが、該当しないこともある。リスク警告が特定ファンドに該当するか否かは、ファンドの別紙の「リスク要因とその開示」の項を参照のこと。

市場リスク

(中略)

ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズであるファンドは、ファンドの投資対象自体の評価方法に起因する評価リスクを被ることがある。これらの投資先ファンドの一部は、ファンド・マネジャーと関係のあるファンドの管理事務代行者またはファンド・マネジャー自身によって評価されることがあり、その結果、かかる評価について、独立した第三者による定期的または適時の確認が行われないこととなる。したがって、ファンドの評価には、特定の評価時点の当該投資先ファンドの真の価格を反映しないことがあるというリスクが存在し、そのことがファンドに大きな損失をもたらすことがある。

(中略)

集中リスク

(中略)

ファンド・オブ・ファンズ

ファンドは、その純資産総額の20%までをいずれか一つの投資対象に投資することができる。かかる数値は高いように思えるが、ファンドは目標市場で多数の投資対象に投資することに留意すべきである。通常、多くの投資対象は特定市場への集中が軽減されるように維持され、二つの投資対象が同一市場に集中する場合、それらは当該市場へのエクスポージャーが「均衡される」ように異なる取引形態を採用する。しかし、これらにかかわらず、「市場リスク」において述べたとおり、時には世界の全市場にマイナスの影響を及ぼすような事態が発生し、その結果市場価格および金利への打撃がファンドの受益証券の価格に反映されることになる。

投資運用ポートフォリオが随時同一市場で等価の相反するポジションを保有することも起こりうる。

(中略)

投資顧問会社および投資制限

管理会社は、ファンドの投資顧問会社を指名し、ファンド内で各々の場合潜在的に異なる投資信託説明書に記載されたところによる投資制限および指針が実施されるように投資顧問会社と契約を締結する。あらゆる場合、投資信託説明書に記載される投資制限は制限および限度との関係上「最低限の共通指標」とされ、投資顧問会社は全般に、かかる制限に概述されるよりもさらに大きな制限を受けることが予想される。投資制限および限度に投資顧問会社の契約上の特定義務についての詳細は、関係ファンドの受益証券所有者による書面での請求に応じ管理会社により提供される。

管理会社は、投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。ファンドの投資顧問会社の変更についてはファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記の他、投資者は、下記の「さらなるリスク要因」に留意する必要がある。また、投資者は、ファンドが通常高度な投資リスクを伴い、かつ、豊富な知識を有する投資者向けに限定されていることに留意されたい。投資者は、その資産の大部分をファンドに投資することは避けるべきである。

リング・フェンシング

ユニ・フォリオの約款に従い、ファンドの資産は、「制限」または「留保」されている。これは、ユニ・フォリオに属する他のファンドの債務をカバーする目的でかかる資産を利用することができないことを意味する。

英国ヴァージン諸島に所在する企業の利用

ファンドは、英国ヴァージン諸島で登録された全額出資子会社を通じて投資を行う。ファンドのために行われるあらゆる投資の投資対象は、かかる子会社により保有される。

さらなるリスク要因

アドバンテージ・ファンドはスイスで認可されているため、ファンドの投資者は、以下のさらなるリスク要因に留意されたい。

一般的リスク

投資を行おうとする者は、ユニ・フォリオへの投資には、投資全額を喪失するリスクを含む高度なリスクが伴うことに留意されたい。ファンドは、証券、金融先物およびデリバティブ商品のボラティリティ、為替リスクおよび金利リスク、かかる市場および商品におけるトレーディングのレバレッジ効果ならびに相手方の不履行に起因する損失に対する潜在的エクスポージャー等のリスクを含む高度なリスクを伴う商品に投資し、これらを取引する可能性がある。投資プログラムが良好に達成されるとの保証はなく、投資目的が達成されるとの保証もない。ファンドの受益証券の価格および価額は変動し、受益証券の価額は当初の投資額を下回ることがある。

ファンドが投資する投資信託の選定および監視の際に厳格なデュー・デリジェンスが行われるものの、かかる投資先ファンドの従前のパフォーマンスは、いかなる方法によってもその将来のパフォーマンス（収益性の観点からか相関性の観点からかを問わない。）を保証するものであると解釈されるものではない。受益証券の買戻し時またはファンドが解散した場合、投資者は、投資全額を回収できなくなる可能性がある。

ファンドは、投機的な投資方針を追求する投資信託に投資することを目的とする。かかる投資先ファンドは、通常、「ヘッジ・ファンド」または「オルタナティブ投資」として知られるカテゴリーに属する。同様に、一連の投資対象には、コモディティの先物契約およびオプションならびに通貨または関係する金融商品の先物契約に投資する投資信託が含まれることがある。かかる投資先ファンドは、オプション権、先物契約または証券の空売り等の特殊な投資手法または取引技法を用いる可能性がある。ファンドは、複数のファンド・マネジャーにより複数の投資スタイルで管理されている投資先ファンドを選定することにより、または複数のセクターに投資することにより、リスクを分散させるよう努める。

管理機関の不存在

ファンドは、管理機関が投資先ファンドを全くまたは殆ど監視しない法域で設立された投資信託に投資する権限を授与されている。かかる場合、ファンドは受益者の利益を保護するために他の保証が行われることを確保するものの、かかる保護は管理機関による監視と比べると効果が低くなる可能性がある。また、かかる監視または保護は、投資先ファンドに適用される投資リスクおよびリスク分散に関する指示の明確性に欠け、または投資方針の柔軟性に欠ける可能性がある。かかるリスクを最小限に抑えるため、投資先ファンドの選定基準に関するデュー・デリジェンス手続が確立されている（前記「2 投資方針（1）投資方針 デュー・デリジェンス」の項参照）。

（中略）

報酬体系

ファンドは、自らの管理費用、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬ならびにファンドが投資した投資先ファンドからファンド・マネジャーその他の業務提供者に対し支払われる報酬の比例按分額を負担する。このため、ファンドの運営費用は、他の投資プランと比べて純資産価額に対しより高い割合を表章することがある。また、投資先ファンドにより用いられる戦略の中には、ポジションの頻繁な変更およびポートフォリオの過当取引を要求するものもある。これは、同様の規模の他の投資プランと比べてはるかに高額なブローカー報酬を発生させることがある。

（後略）

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

< 訂正前 >

海外における申込手数料

別紙を参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の発行に応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。特定のファンドの現行当初申込手数料料率の引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者(影響を受ける場合)に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、発行価格に3.15% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

< 訂正後 >

海外における申込手数料

別紙を参照のこと。

管理会社は、ファンドの受益証券の発行に応じ、ファンドの別紙に記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。ファンドの現行当初申込手数料料率の引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者(影響を受ける場合)に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、発行価格に3.24% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(2) 買戻し手数料

< 訂正前 >

海外における買戻手数料

別紙を参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の買戻しに応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買戻代金に対する一定料率の買戻手数料を買戻代金から控除することができる。特定のファンドの現行買戻手数料料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における買戻手数料

日本において、買戻手数料は課せられない。

< 訂正後 >

海外における買戻手数料

別紙を参照のこと。

管理会社は、ファンドの受益証券の買戻しに応じ、ファンドの別紙に記載されるとおりの買戻代金に対する一定料率の買戻手数料を買戻代金から控除することができる。ファンドの現行買戻手数料料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における買戻手数料

日本において、買戻手数料は課せられない。

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、各ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。各ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙記載のとおりである。管理会社は、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに対し、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドの投資顧問報酬を管理会社の報酬から支払う。

平成25年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの管理報酬は、それぞれ554,070米ドルおよび3,710,032米ドルであった。

管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるファンドが別のファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

平成25年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、それぞれ189,967米ドルおよび1,272,011米ドルであった。

呼値スプレッド

受益証券一口当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値スプレッド(もしあれば)を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、当該ファンドの別紙「ファンド概要」に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする。呼値スプレッド(もしあれば)を加算した一口当たり純資産価格が発行価格となる。

成功報酬

(中略)

ある評価時点の増加額が当該日のインデックス・リターンを超える場合、管理会社は、当該評価時点に発行済の受益証券口数を乗じた超過分に対し成功報酬料率を適用して計算された報酬を計上することができる。各ファンドの成功報酬料率については各ファンド証書に詳述されている。実績期間は、当初申込期間の終了時に開始し、当初申込期間の終了後少なくとも6か月経た12月31日に終了し、その後は各暦年に終了する。

毎年12月31日現在計上されている成功報酬は、当該ファンドの信託財産から管理会社に支払われ、一度支払われた成功報酬に払戻しの義務はない。

(中略)

平成25年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの成功報酬は、それぞれ0米ドルおよび0米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、各ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

各ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙「ファンド概要」に記載されるとおりである。

平成25年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受託報酬は、それぞれ33,580米ドルおよび257,615米ドルであった。

<訂正後>

管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙記載のとおりである。管理会社は、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに対し、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドの投資顧問報酬を管理会社の報酬から支払う。

平成25年7月31日に終了した会計年度のアドバンテージ・ファンドの管理報酬は、3,710,032米ドルであった。

管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるサブ・ファンドが別のサブ・ファンドまたは複数のサブ・ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

平成25年7月31日に終了した会計年度のアドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、1,272,011米ドルであった。

呼値スプレッド

受益証券一口当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値スプレッド(もしあれば)を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、ファンドの別紙「ファンド概要」に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする。呼値スプレッド(もしあれば)を加算した一口当たり純資産価格が発行価格となる。

成功報酬

(中略)

ある評価時点の増加額が当該日のインデックス・リターンを超える場合、管理会社は、当該評価時点に発行済の受益証券口数を乗じた超過分に対し成功報酬料率を適用して計算された報酬を計上することができる。ファンドの成功報酬料率についてはファンド証書に詳述されている。実績期間は、当初申込期間の終了時に開始し、当初申込期間の終了後少なくとも6か月経た12月31日に終了し、その後は各暦年に終了する。

毎年12月31日現在計上されている成功報酬は、ファンドの信託財産から管理会社に支払われ、一度支払われた成功報酬に払戻しの義務はない。

(中略)

平成25年7月31日に終了した会計年度のアドバンテージ・ファンドの成功報酬は、0米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙「ファンド概要」に記載されるとおりである。

平成25年7月31日に終了した会計年度のアドバンテージ・ファンドの受託報酬は、257,615米ドルであった。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

営業費用

法的費用、監査報酬、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用およびFXヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から支払われることに、特に留意すべきである。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

設立費用

ユニ・フォリオの設立と各ファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、その後、一ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額が25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないように各ファンドまたは受益証券クラス間に割り当てられる。ある一ファンドまたは受益証券クラスへの割当額は当該ファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後当該ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、5年を超えない期間にわたり按分して当該ファンドまたは受益証券クラスに対し負担額を課すことができる。ただし、各ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a)管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに関係する特別の性質の追加費用が発生することがあり、(b)新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担されることになり、また(c)既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間を5年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にても25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。

(中略)

平成25年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのその他の費用は、それぞれ45,868米ドルおよび196,128米ドルであった。

<訂正後>

営業費用

法的費用、監査報酬、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用およびFXヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から支払われることに、特に留意すべきである。特定のサブ・ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、サブ・ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

設立費用

ユニ・フォリオの設立とファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、その後、一ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額が25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないようにファンドまたは受益証券クラス間に割り当てられる。ファ

ンドまたは受益証券クラスへの割当額はファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、5年を超えない期間にわたり按分してファンドまたは受益証券クラスに対し負担額を課することができる。ただし、ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a)管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに係る特別の性質の追加費用が発生することがあり、(b)新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担されることになり、また(c)既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間を5年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にても25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。

(中略)

平成25年7月31日に終了した会計年度のアドバンテージ・ファンドのその他の費用は、196,128米ドルであった。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

ガーンジー

ファンド

(中略)

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、ユニ・フォリオが1989年所得税(免税機関)令(改訂済)に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。ユニ・フォリオは現在ガーンジーの所得税を免除されており、引き続きかかる免除を申請し取得する予定であり、またかかる免除を維持するために、各ファンドは、ユニ・フォリオによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり600スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をユニ・フォリオが維持するようにユニ・フォリオと各ファンドの業務を遂行する予定である。

(中略)

受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。

(後略)

<訂正後>

日本

平成26年4月18日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

ガーンジー ファンド

(中略)

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、ユニ・フォリオが1989年所得税(免税機関)令(改訂済)に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。ユニ・フォリオは現在ガーンジーの所得税を免除されており、引き続きかかる免除を申請し取得する予定であり、またかかる免除を維持するために、ファンドは、ユニ・フォリオによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり600スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をユニ・フォリオが維持するようにユニ・フォリオとファンドの業務を遂行する予定である。

(中略)

受益証券所有者

ファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。

(後略)

[次へ](#)

5 運用状況

「5 運用状況」については、以下のとおり更新されます。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1) 投資状況

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成26年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	56,302,022.65	40.77
	英領ヴァージン諸島	47,397,460.39	34.32
	バミューダ	27,405,596.05	19.84
	ルクセンブルグ	12,874,146.72	9.32
	小計	143,979,225.82	104.26
現金その他の資産(負債控除後)		-5,880,260.90	-4.26
合 計(純資産総額)		138,098,964.92 (約14,078百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=101.94円および1ユーロ=139.75円による。以下、「5 運用状況」において同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成25年10月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有口数 / 株数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	TEWKSBURY INVESTMENT FUND LTD	バミューダ	投資信託	1,768.511	13,897.44	24,577,772.84	16,596.85	29,351,707.25	18.59
2	WINTON FUTURES FUND LTD	英領ヴァージン 諸島	投資信託	31,840.687	691.96	22,032,637.46	875.29	27,869,958.82	17.65
3	BLUETREND FUND LIMITED	ケイマン諸島	投資信託	97,174.608	182.15	17,699,909.00	267.66	26,009,713.19	16.48
4	CCP QUANTITATIVE FUND	ケイマン諸島	投資信託	15,475.796	1,936.42	29,967,589.40	1,520.37	23,528,930.01	14.90
5	AHL (CAYMAN) SPC, CLASS A1 EVOLUTION USD SHARES	ケイマン諸島	投資信託	17,140,737.000	1.02	17,561,262.18	1.14	19,533,583.89	12.37
6	TRANSTREND FUND ALLIANCE IXBQMUTUAL FUND	ルクセンブルグ	投資信託	5,802.374	3,004.43	17,432,842.41	2,456.77	14,255,097.64	9.03
7	DISCUS FEEDER LIMITED	英領ヴァージン 諸島	投資信託	24,313.550	667.66	16,233,260.70	478.07	11,623,511.47	7.36
8	CRABEL FUND SPC MUTUAL FUNDS	英領ヴァージン 諸島	投資信託	10,000.000	1,000.00	10,000,000.00	877.26	8,772,573.96	5.56

投資不動産物件

平成25年10月末日現在、該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの

平成25年10月末日現在、該当事項なし。

(3) 運用実績

純資産の推移

下記会計年度末および平成24年11月末日から平成26年2月末日までの期間における各月末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
第七会計年度末 (平成16年7月末日)					
第八会計年度末 (平成17年7月末日)					
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	80,420	8,198	USD	102.35	10,434
			EUR	95.47	13,342
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	108,755	11,086	USD	122.29	12,466
			EUR	112.12	15,669
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	290,886	29,653	USD	145.19	14,801
			EUR	131.69	18,404
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	292,062	29,773	USD	144.34	14,714
			EUR	131.30	18,349
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	274,430	27,975	USD	142.06	14,482
			EUR	128.70	17,986
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	381,012	38,840	USD	154.66	15,766
			EUR	139.75	19,530
第十五会計年度末 (平成24年7月末日)	315,159	32,127	USD	153.25	15,622
			EUR	138.73	19,388
第十六会計年度末 (平成25年7月末日)	196,456	20,027	USD	130.74	13,328
			EUR	118.25	16,525
平成24年11月末日	276,786	28,216	USD	142.75	14,552
			EUR	129.06	18,036
12月末日	269,465	27,469	USD	142.08	14,484
			EUR	128.38	17,941
平成25年1月末日	256,224	26,120	USD	144.18	14,698
			EUR	130.20	18,195
2月末日	246,162	25,094	USD	142.56	14,533
			EUR	128.72	17,989
3月末日	244,234	24,897	USD	145.33	14,815
			EUR	131.22	18,338
4月末日	251,303	25,618	USD	150.13	15,304
			EUR	135.36	18,917
5月末日	220,893	22,518	USD	140.23	14,295
			EUR	126.47	17,674
6月末日	204,288	20,825	USD	132.39	13,496
			EUR	119.70	16,728
7月末日	196,456	20,027	USD	130.74	13,328
			EUR	118.25	16,525
8月末日	182,883	18,643	USD	126.33	12,878
			EUR	114.25	15,966
9月末日	164,043	16,723	USD	125.62	12,806
			EUR	113.61	15,877
10月末日	157,864	16,093	USD	128.63	13,113
			EUR	116.28	16,250

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
11月末日	157,101	16,015	USD	130.24	13,277
			EUR	117.77	16,458
12月末日	149,355	15,225	USD	129.65	13,217
			EUR	117.21	16,380
平成26年1月末日	141,376	14,412	USD	126.86	12,932
			EUR	114.61	16,017
2月末日	138,099	14,078	USD	127.77	13,025
			EUR	115.46	16,136

(注1) HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラスの運用は、平成17年10月31日に、ユーロ・クラスの運用は、平成18年3月31日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券、「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して記載されており、千米ドル未満を切り捨てて記載されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

< 参考情報 >

■ 純資産総額および受益証券一口当たり純資産価格の推移

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス) (2005年10月31日から2014年2月28日まで)



HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス) (2006年3月31日から2014年2月28日まで)



分配の推移

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは、分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

収益率の推移

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
(米ドル・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	収益率(%)
第七会計年度			
第八会計年度			
第九会計年度	100.00	102.35	2.35
第十会計年度	102.35	122.29	19.48
第十一会計年度	122.29	145.19	18.73
第十二会計年度	145.19	144.34	-0.59
第十三会計年度	144.34	142.06	-1.58
第十四会計年度	142.06	154.66	8.87
第十五会計年度	154.66	153.25	-0.91
第十六会計年度	153.25	130.74	-14.69

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、最初の会計年度については、当初募集時における一口当たり純資産価格とする。

	平成25年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	平成26年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	収益率(%)
平成25年3月1日～ 平成26年2月末日	142.56	127.77	-10.37

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成26年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成25年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配落の額)

(ユーロ・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	収益率(%)
第七会計年度			
第八会計年度			
第九会計年度	100.00	95.47	-4.53
第十会計年度	95.47	112.12	17.44
第十一会計年度	112.12	131.69	17.45
第十二会計年度	131.69	131.30	-0.30
第十三会計年度	131.30	128.70	-1.98
第十四会計年度	128.70	139.75	8.59
第十五会計年度	139.75	138.73	-0.73
第十六会計年度	138.73	118.25	-14.76

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、最初の会計年度については、当初募集時における一口当たり純資産価格とする。

	平成25年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (ユーロ)	平成26年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (ユーロ)	収益率(%)
平成25年3月1日～ 平成26年2月末日	128.72	115.46	-10.30

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成26年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成25年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配落の額)

< 参考情報 >

■ 年間収益率の推移

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2014年については、2014年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2005年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2005年については、運用開始日(2005年10月31日)から2005年12月31日までの収益率。

2014年については、2014年1月1日から2014年2月末日までの収益率。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2014年については、2014年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2006年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)

(注2) 2006年については、運用開始日(2006年3月31日)から2006年12月31日までの収益率。

2014年については、2014年1月1日から2014年2月末日までの収益率。

（４）販売及び買戻しの実績

下記会計年度におけるファンドの販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、次の通りである。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第九会計年度	520,895.17 (2,731.17)	9,338.17 (0)	511,557.00 (2,731.17)
第十会計年度	150,368.36 (9,597.41)	135,955.78 (0)	525,969.58 (12,328.58)
第十一会計年度	876,074.09 (132,376.69)	125,566.69 (0)	1,276,476.98 (144,705.27)
第十二会計年度	633,900.69 (259,532.34)	627,124.23 (23,314.56)	1,283,253.44 (380,923.05)
第十三会計年度	182,438.24 (9,692.39)	372,180.57 (28,253.61)	1,093,511.11 (362,361.83)
第十四会計年度	763,465.87 (13,537.55)	321,531.61 (72,765.29)	1,535,445.37 (303,134.09)
第十五会計年度	208,093.49 (0)	486,325.60 (0)	1,257,213.26 (303,134.09)
第十六会計年度	98,476.61 (0)	645,224.59 (180,050.83)	710,465.28 (123,083.26)

(注) 第12会計年度の本邦内における販売口数には、HSBC 香港からの移管による増加分が含まれる。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第九会計年度	17,122.84 (0)	0 (0)	17,122.84 (0)
第十会計年度	6,248.67 (0)	4,370.65 (0)	19,000.86 (0)
第十一会計年度	219,939.39 (0)	13,498.54 (0)	225,441.71 (0)
第十二会計年度	179,745.99 (1,283.61)	158,221.72 (0)	246,965.98 (1,283.61)
第十三会計年度	53,942.34 (973.77)	158,189.88 (0)	142,718.44 (2,257.38)
第十四会計年度	96,438.10 (0)	49,247.79 (0)	189,908.75 (2,257.38)
第十五会計年度	22,105.19 (0)	78,056.42 (0)	133,957.52 (2,257.38)
第十六会計年度	10,920.48 (0)	128,613.49 (1,084.76)	16,264.51 (1,172.62)

平成26年2月末日前一年間におけるファンドの販売および買戻しの実績ならびに平成26年2月末日における発行済口数は、次の通りである。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
59,110.11 (0)	431,971.94 (72,474.67)	634,169.80 (89,761.23)

(注1) ()の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 上記の販売口数、買戻口数および発行済口数には、平成26年2月28日付の取引口数は含まれていない。以下同じ。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
575.89 (0)	54,729.97 (0)	11,317.45 (1,172.62)

[次へ](#)

第 2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

< 訂正前 >

(1) 海外における販売手続等

適格投資家

ファンドの受益証券の申込みを行う者は、適格投資家でなければならない。適格投資家とは、()18歳以上であり、()本書に定義された米国人ではなく、()同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、()同人が受益者となることによって、ユニ・フォリオ、いずれかのファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにならず、または本来負担もしくは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上等の不利益を被ることにならず、また()ユニ・フォリオまたはいずれかのファンドが1940年米国投資会社法(改正済)に基づき登録を要求されることにならない者と定義される。

(中略)

契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。純資産価格が公表されるまで取引は成立しない。詳細な情報については、後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」を参照。名義書換事務代行会社は、場合に応じ当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

(中略)

(2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中の各ファンド証券の申込みの取扱いが行われる日に、各ファンド証券の申込みの取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、各ファンド別紙に記載されている。

(中略)

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

(中略)

各ファンドの申込手数料は、発行価格に3.15% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(後略)

<訂正後>

(1) 海外における販売手続等

適格投資家

ファンドの受益証券の申込みを行う者は、適格投資家でなければならない。適格投資家とは、()18歳以上であり、()本書に定義された米国人ではなく、()同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、()同人が受益者となることによって、ユニ・フォリオ、ファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにならず、または本来負担もしくは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上等の不利益を被ることにならず、また()ユニ・フォリオまたはファンドが1940年米国投資会社法(改正済)に基づき登録を要求されることにならない者と定義される。

(中略)

契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。純資産価格が公表されるまで取引は成立しない。詳細な情報については、後記「4 資産管理等の概要 (1)資産の評価」を参照。名義書換事務代行会社は、場合に応じファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

(中略)

(2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中のファンド証券の申込みの取扱いが行われる日に、ファンド証券の申込みの取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、ファンド別紙に記載されている。

(中略)

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

(中略)

ファンドの申込手数料は、発行価格に3.24%(税抜き3.0%)以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

(1) 海外における買戻し手続等

(中略)

いかなる買戻請求の価値も、管理会社がその絶対的裁量でより低価額の受付に同意する場合を除き、ファンド・セクションに記載されている各ファンドの最低取引単位を下回らないものでなければならない。残りの保有受益証券数が関連する最低投資単位を下回ることになるような、保有受益証券の一部の買戻請求が受領された場合、管理会社は、その絶対的裁量で全保有受益証券数に対する申込みとみなすことができる。

(中略)

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻代金は、受益証券の価格の決定から4営業日以内に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、各ファンドのクラス証券の通貨で行われ、その際、管理会社またはその代行者は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

(中略)

締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求の受理

各ファンドについて、別紙のファンド概要に記載されているとおり、管理会社はその絶対的な裁量により、締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求を受理できるものとする。ただし、当該取引日の評価時点以前に受領されたものに限る。

(中略)

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

管理会社は、取引日に買い戻される一つのファンドの受益証券口数を、当該期日の直前に発行済の受益証券総口数に対して、各ファンドのファンド・セクションに規定された料率以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

(中略)

(2) 日本における買戻し手続等

(中略)

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高が当該ファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。各ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

買戻代金の支払は、原則として各ファンドのクラス証券の通貨によるものとする。買戻代金に利息は発生しない。

(後略)

<訂正後>

(1) 海外における買戻し手続等

(中略)

いかなる買戻請求の価値も、管理会社はその絶対的裁量でより低価額の受付に同意する場合を除き、ファンド・セクションに記載されているファンドの最低取引単位を下回らないものでなければならない。残りの保有受益証券数が関連する最低投資単位を下回ることになるような、保有受益証券の一部の買戻請求が受領された場合、管理会社は、その絶対的裁量で全保有受益証券数に対する申込みとみなすことができる。

(中略)

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻代金は、受益証券の価格の決定から4営業日以内に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、ファンドのクラス証券の通貨で行われ、その際、管理会社またはその代行者は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のサブ・ファンドに関しては当該サブ・ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

(中略)

締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求の受理

ファンドについて、別紙のファンド概要に記載されているとおり、管理会社はその絶対的な裁量により、締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求を受理できるものとする。ただし、当該取引日の評価時点以前に受領されたものに限る。

(中略)

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

管理会社は、取引日に買い戻される一つのファンドの受益証券口数を、当該期日の直前に発行済の受益証券総口数に対して、ファンドのファンド・セクションに規定された料率以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

(中略)

(2) 日本における買戻し手続等

(中略)

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高がファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

買戻代金の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。買戻代金に利息は発生しない。

(後略)

3 転換

<訂正前>

(1) 海外における転換手続等

あるファンドまたはクラス証券(「旧ファンド」)の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のファンドまたはクラス証券(「新規ファンド」)の受益証券に転換するよう名義書換事務代行会社に請求することができる。かかる請求は、当該請求の実行日である取引日のガンジー時間午前10時までに(ただし、新規ファンドのファンド概要に規定されている発行のための通知期間に服する。)名義書換事務代行会社が受領していなければならない。受益証券の保有者は、かかるクラス証券が同一ファンド内のものである場合、異なる通貨のクラス証券への転換のみ請求できる。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、名義書換事務代行会社は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。名義書換事務代行会社がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新規ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社、名義書換事務代行会社または受託会社が要求する追加情報を名義書換事務代行会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される受益証券口数を関係取引日に適用される買戻価格で乗じて計算され、また得られた金額が新規ファンドの基準通貨以外の通貨である場合、名義書換事務代行会社は、新規ファンドの受益証券申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要とされる通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、名義書換事務代行会社は、次に、得られた金額を、新規ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新規ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新規ファンドの直後の取引日現在

で計算される価格とする。上記の発生しうる転換費用以外には、転換について管理会社により課される費用はない。

(2) 日本における転換手続等

各ファンドについて、日本において転換は取り扱われない。

< 訂正後 >

(1) 海外における転換手続等

あるサブ・ファンドまたはクラス証券(「旧ファンド」)の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のサブ・ファンドまたはクラス証券(「新規ファンド」)の受益証券に転換しよう名義書換事務代行会社に請求することができる。かかる請求は、当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間午前10時まで(ただし、新規ファンドのファンド概要に規定されている発行のための通知期間に服する。)名義書換事務代行会社が受領していなければならない。受益証券の保有者は、かかるクラス証券が同一サブ・ファンド内のものである場合、異なる通貨のクラス証券への転換のみ請求できる。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、名義書換事務代行会社は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。名義書換事務代行会社がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新規ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社、名義書換事務代行会社または受託会社が要求する追加情報を名義書換事務代行会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該サブ・ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される受益証券口数を関係取引日に適用される買戻価格で乗じて計算され、また得られた金額が新規ファンドの基準通貨以外の通貨である場合、名義書換事務代行会社は、新規ファンドの受益証券申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要とされる通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、名義書換事務代行会社は、次に、得られた金額を、新規ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新規ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新規ファンドの直後の取引日現在で計算される価格とする。上記の発生しうる転換費用以外には、転換について管理会社により課される費用はない。

(2) 日本における転換手続等

ファンドについて、日本において転換は取り扱われない。

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

純資産価格の決定

ファンドの純資産価格

各ファンドの取引日は、別紙「ファンド概要」に提示されている。管理会社は、その裁量により、管理会社が決定する目的のために、別紙「ファンド概要」に明示される取引日に加えて他の日を取引日として指定することができる。

(中略)

証券市場で定期的に相場付けされ、売買される投資対象は、当該評価日の最終取引価格、または、当該日に取引が行われなかった場合には、

ファンドによる長期保有投資対象の場合は当該評価日の最終買呼値

ファンドによる短期保有投資対象の場合は当該評価日の最終売呼値の終値

で評価される。当該価格もしくは相場が入手できない場合または管理会社の意見によれば適正市場価格を反映していない場合、投資対象は、管理会社が適正価格とみなす価格で評価されることになり、かかる価格は、評価時に適正な売却において入手し得たであろう価格を基準にして管理会社が適切な注意義務をもって決定する。その他の投資対象は、場合に依り信託証券または当該ファンド証券の規定に応じて評価される。管理会社が異なる時期に相場付けもしくは入手される価格または金利を使用して一定の種類の投資対象の評価を決定する場合、管理会社は、当該方法が当該ファンドに関しある評価時点から次の評価時点まで一定のままである場合にはそのまま当該方法によることができる。管理会社は、資産および負債に帰属する価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、また当該ファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならない。

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先投資対象の運用者またはアドバイザーが提供する評価の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、また当該ファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、それら受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払/調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく価格設定上十分な正確性を維持しつつ毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にも関わらず、評価時点とファンドの受益証券一口当たり純資産価格の決定との間には最大17日の遅れが生じることになることに投資家は注意すべきである。これは、ファンドを買い付ける投資家にとり、割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、買戻代金の計算の遅延を意味することになる。契約証券は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

(中略)

純資産価格の決定の停止

管理会社は、下記の期間の全期間または一部期間、ファンドの純資産価格および評価の決定を停止することができる。

(中略)

(ホ) 当該ファンドが投資する他のファンドの受益証券の取引の停止期間または純資産価格の計算の停止期間。

かかる停止が5営業日以上存続することが予想される場合、当該ファンドの全受益者は、書面による通知により当該停止および当該停止の終了について通知を受け、また可能な場合、かかる通知は当該受益証券の価格が通常公告されるガーンジーの官報やその他の刊行物に掲載される。

(後略)

< 訂正後 >

純資産価格の決定

ファンドの純資産価格

ファンドの取引日は、別紙「ファンド概要」に提示されている。管理会社は、その裁量により、管理会社が決定する目的のために、別紙「ファンド概要」に明示される取引日に加えて他の日を取引日として指定することができる。

(中略)

証券市場で定期的に相場付けされ、売買される投資対象は、当該評価日の最終取引価格、または、当該日に取引が行われなかった場合には、

ファンドによる長期保有投資対象の場合は当該評価日の最終買呼値

ファンドによる短期保有投資対象の場合は当該評価日の最終売呼値の終値

で評価される。当該価格もしくは相場が入手できない場合または管理会社の意見によれば適正市場価格を反映していない場合、投資対象は、管理会社が適正価格とみなす価格で評価されることになり、かかる価格は、評価時に適正な売却において入手し得たであろう価格を基準にして管理会社が適切な注意義務をもって決定する。その他の投資対象は、場合に応じ信託証券またはファンド証券の規定に応じて評価される。管理会社が異なる時期に相場付けもしくは入手される価格または金利を使用して一定の種類の投資対象の評価を決定する場合、管理会社は、当該方法がファンドに関しある評価時点から次の評価時点まで一定のままである場合にはそのまま当該方法によることができる。管理会社は、資産および負債に帰属する価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならない。

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先投資対象の運用者またはアドバイザーが提供する評価の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、それら受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払/調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく価格設定上十分な正確性を維持しつつ毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にも関わらず、評価時点とファンドの受益証券一口当たり純資産価格の決定との間には最大17日の遅れが生じることになることに投資家は注意すべきである。これは、ファンドを買い付ける投資家にとり、割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、買戻代金の計算の遅延を意味することになる。契約証券は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

(中略)

純資産価格の決定の停止

管理会社は、下記の期間の全期間または一部期間、ファンドの純資産価格および評価の決定を停止することができる。

(中略)

(ホ)ファンドが投資する他のファンドの受益証券の取引の停止期間または純資産価格の計算の停止期間。かかる停止が5営業日以上存続することが予想される場合、ファンドの全受益者は、書面による通知により当該停止および当該停止の終了について通知を受け、また可能な場合、かかる通知は当該受益証券の価格が通常公告されるガーンジーの官報やその他の刊行物に掲載される。

(後略)

(3) 信託期間

< 訂正前 >

ユニ・フォリオおよび各ファンドは2099年またはこれ以前に終了する。

< 訂正後 >

ユニ・フォリオおよび各ファンドは2099年またはこれ以前に終了する。

(4) 計算期間

< 訂正前 >

各ファンドの会計年度(「会計期間」)は、別紙「ファンド概要」に記載される各ファンドの各暦月の最終評価時点である会計基準日に終了する。ファンドの最初の会計期間は6か月を下回らないものとし、当該ファンドの受益証券が最初に発行される期日に開始する。

< 訂正後 >

ファンドの会計年度(「会計期間」)は、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの各暦月の最終評価時点である会計基準日に終了する。ファンドの最初の会計期間は6か月を下回らないものとし、当該ファンドの受益証券が最初に発行される期日に開始する。

(5) その他

< 訂正前 >

ファンドの解散

ファンドの一部または全部は、()管理会社が清算(受託会社が事前に承認した任意清算を除く。)を開始するか、管理会社の資産に対し管財人が任命された場合、もしくは管理会社が営業を停止する場合、()管理会社がその義務の履行不能となるか、その義務を十分に履行しない場合、またはユニ・フォリオもしくはファンドに悪評をもたらすか、受益者の利益を害するとみなされることを行った場合、または()受託会社が退任を希望し、管理会社が受託会社の希望の通知を受けてから6か月以内に新任の受託会社が指名されていない場合、受託会社により終了させることができる。

ファンドは、当該ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、または望ましくなくなる場合、管理会社により終了することができる。

ファンドは、()ファンドの受益者集会の決議により、または()委員会による認可が取り消された場合、クラスB規則に従い、当該ファンドが終了することがある。ユニ・フォリオは全ファンドが終了されるまでは終了することができない。

ファンドの終了後、管理会社は、受託会社のためにすべての投資対象を換金し、すべての残存借入金を返済し、受益者に対し分配可能な当該ファンドの受益証券一口当たり金額を決定する旨信託証書に規定されている。受託会社は、その後可能な限り速やかに受益者に対し、当該ファンドの受益証券に対する各々の持分に比例按分して当該純受取代金を分配するものとし、またその後6年間受益者による請求のない金員は放棄されたものとみなされ、管理会社に対しその自己の勘定で支払われる。ファンドの終了後、管理会社および受託会社は、全受益者への最終分配が行われる前に、当該ファンドに係る既存のまたは偶発債務を充足するための引当金として受託会社が留保すべき金額(もしあれば)を確定する旨信託証書に定められている。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、その適切とみなす方法および範囲で信託証書およびファンド証書の規定を捺印証書により修正、変更または追記することができる。ただし、受託会社の意見によれば、当該修正、変更または追記が受益者の利益全般または特定ファンドの利益を大きく損なわず、受託会社または受託会社もしくは管理会社の代表に対し受益者に対する責任を大幅に免じるように運用されないことを受託会社が書面で証明しない限り、かかる修正、変更または追記は、当該ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会の特別決議の裁可なしには実施されないものとする。かかる修正、変更または追記は、受益証券に関し追加の支払を行う義務または受益証券に関し追加責任を負う義務を受益者に対し課すものではない。

(後略)

< 訂正後 >

ファンドの解散

サブ・ファンドの一部または全部は、()管理会社が清算(受託会社が事前に承認した任意清算を除く。)を開始するか、管理会社の資産に対し管財人が任命された場合、もしくは管理会社が営業を停止する場合、()管理会社がその義務の履行不能となるか、その義務を十分に履行しない場合、またはユニ・フォリオもしくはファンドに悪評をもたらすか、受益者の利益を害するとみなされることを行った場合、または()受託会社が退任を希望し、管理

会社が受託会社の希望の通知を受けてから 6 か月以内に新任の受託会社が指名されていない場合、受託会社により終了させることができる。

ファンドは、当該ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、または望ましくなくなる場合、管理会社により終了することができる。

ファンドは、()ファンドの受益者集会の決議により、または()委員会による認可が取り消された場合、クラス B規則に従い、当該ファンドが終了することがある。ユニ・フォリオは全てのサブ・ファンドが終了されるまでは終了することができない。

ファンドの終了後、管理会社は、受託会社のためにすべての投資対象を換金し、すべての残存借入金を返済し、受益者に対し分配可能なファンドの受益証券一口当たり金額を決定する旨信託証書に規定されている。受託会社は、その後可能な限り速やかに受益者に対し、ファンドの受益証券に対する各々の持分に比例按分して当該純受取代金を分配するものとし、またその後 6 年間受益者による請求のない金員は放棄されたものとみなされ、管理会社に対しその自己の勘定で支払われる。ファンドの終了後、管理会社および受託会社は、全受益者への最終分配が行われる前に、ファンドに係る既存のまたは偶発債務を充足するための引当金として受託会社が留保すべき金額(もしあれば)を確定する旨信託証書に定められている。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、その適切とみなす方法および範囲で信託証書およびファンド証書の規定を捺印証書により修正、変更または追記することができる。ただし、受託会社の意見によれば、当該修正、変更または追記が受益者の利益全般または特定ファンドの利益を大きく損なわず、受託会社または受託会社もしくは管理会社の代表に対し受益者に対する責任を大幅に免じるように運用されないことを受託会社が書面で証明しない限り、かかる修正、変更または追記は、ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会の特別決議の裁可なしには実施されないものとする。かかる修正、変更または追記は、受益証券に関し追加の支払を行う義務または受益証券に関し追加責任を負う義務を受益者に対し課すものではない。

(後略)

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

< 訂正前 >

(前略)

() 議決権

受託会社または管理会社は、各ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証券の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催される各ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、特別決議により、()信託証券の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、()ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() 議決権

受託会社または管理会社は、ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全てのサブ・ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証券の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、特別決議により、()信託証券の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、()ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

(後略)

[次へ](#)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

<訂正前>

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

<訂正後>

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（中略）

[次へ](#)

以下の中間財務書類が追加されます。

中間財務書類

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである (ただし、円換算部分を除く。) 。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等 (公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。) の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成26年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 101.94円) が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

H S B C トレーディング・アドバンテージ・ファンド

貸借対照表

2014年1月31日現在

(未監査)

	2014年1月31日		2013年7月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
組入投資有価証券	147,798	15,067	203,410	20,736
流動資産：				
債権	151	15	158	16
現金および預金残高	18	2	18	2
その他の資産	169	17	176	18
資産合計	147,967	15,084	203,586	20,754
控除：				
債務：一年以内に期限の到来する金額	(6,591)	(672)	(7,130)	(727)
負債合計	(6,591)	(672)	(7,130)	(727)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	141,376	14,412	196,456	20,027

		2014年1月31日	2013年7月31日	2013年1月31日
発行済買戻可能参加受益証券口数 (口)				
米ドル・クラス		648,940.22	710,465.28	1,090,501.37
ユーロ・クラス		11,317.45	16,264.51	74,107.49
スターリング・クラス		7,437.42	32,516.81	117,370.09
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス		122,111.01	187,606.05	187,606.05
米ドル・Rクラス		68,210.74	345,848.72	10,094.35
スターリング・Rクラス		246,636.28	272,944.29	238,022.79
ユーロ・ヘッジ・Rクラス		7,131.76	47,149.44	-
一口当たり純資産価格				
米ドル・クラス	米ドル	126.86	130.74	144.18
ユーロ・クラス	ユーロ	114.61	118.25	130.20
スターリング・クラス	英ポンド	122.37	126.15	139.09
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	スイスフラン	89.24	91.83	100.77
米ドル・Rクラス	米ドル	90.27	92.57	101.57
スターリング・Rクラス	英ポンド	90.58	92.73	101.60
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	ユーロ	88.04	90.38	-
純資産総額				
米ドル・クラス	千米ドル	82,319	92,885	157,222
ユーロ・クラス	千ユーロ	1,297	1,923	9,648
スターリング・クラス	千英ポンド	910	4,102	16,324
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	千スイスフラン	10,896	17,227	18,904
米ドル・Rクラス	千米ドル	6,157	32,014	1,025
スターリング・Rクラス	千英ポンド	22,338	25,309	24,183
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	千ユーロ	628	4,261	-

総収益計算書

2014年1月31日に終了した6か月間

(未監査)

	自2013年8月1日 至2014年1月31日		自2012年8月1日 至2013年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタルロス	(82)	(8)	(11,729)	(1,196)
収益	-	-	8	1
財務費用：支払利息	(28)	(3)	(33)	(3)
運用費用	(1,199)	(122)	(2,500)	(255)
純費用	<u>(1,227)</u>	<u>(125)</u>	<u>(2,525)</u>	<u>(257)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 投資活動による純資産の純減少	<u>(1,309)</u>	<u>(133)</u>	<u>(14,254)</u>	<u>(1,453)</u>

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2014年1月31日に終了した6か月間

(未監査)

	自2013年8月1日 至2014年1月31日		自2012年8月1日 至2013年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者 に帰属する純資産	196,456	20,027	315,159	32,127
買戻可能参加受益証券発行および買戻し による変動：				
発行受領額 / 未収額	9,437	962	52,518	5,354
控除：買戻支払額 / 未払額	(63,208)	(6,443)	(97,199)	(9,908)
	<u>(53,771)</u>	<u>(5,481)</u>	<u>(44,681)</u>	<u>(4,555)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 投資活動による純資産の純減少	<u>(1,309)</u>	<u>(133)</u>	<u>(14,254)</u>	<u>(1,453)</u>
期末現在買戻可能参加受益証券保有者 に帰属する純資産	<u>141,376</u>	<u>14,412</u>	<u>256,224</u>	<u>26,119</u>

(2) 投資有価証券明細表等

H S B C トレーディング・アドバンテージ・ファンド

投資有価証券明細表

2014年1月31日現在

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル (2013年7月31日: 103.54%)			
AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	15,441,647	18,033	12.76%
Blue Trend Fund Ltd. - Class A GSY	18,374	4,809	3.40%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B GSY	14,935	3,689	2.61%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	58,215	14,380	10.17%
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	13,876	18,905	13.37%
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	10,000	9,686	6.85%
Discus Feeder Fund Ltd. - Class C Double Leverage	12,668	11,553	8.17%
Tewksbury Investments Fund	1,618	27,752	19.63%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	5,192	12,557	8.88%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	30,156	26,434	18.70%
組入投資有価証券		147,798	104.54%
純流動負債		(6,422)	(4.54%)
純資産総額		141,376	100.00%
ポートフォリオの分類			
未上場有価証券			ポートフォリオ における比率
			100.00%
			100.00%
投資先別配分			
2014年1月31日現在			
マネージド・フューチャーズ			100.00%
合計			100.00%

重要なポートフォリオの変動の概要
2014年1月31日に終了した6か月間

	額面保有高	取得原価 千円ドル
購入合計	-	-
	額面保有高	手取額 千円ドル
売却合計	6,091,121	51,660

H S B C ユニ・フォリオは、1999年7月23日付信託証書に基づき設定され、現在2本のサブ・ファンドにより構成される。信託証書の条項に基づき、管理会社および受託会社は、随時一または複数のサブ・ファンドを設定することができる。H S B C ユニ・フォリオの英文目論見書最新版の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。さらに、H S B C ユニ・フォリオのすべてのサブ・ファンドに関する直近で入手可能な未監査中間財務書類および監査済年次財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。

2013年7月31日終了年度の監査済報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

< 訂正前 >

() HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

(平成25年10月末日現在)

	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	33,252,724.78	3,405,744
b. 負債総額	2,814,905.19	288,303
c. 純資産総額 (a-b)	30,437,819.59	3,117,441
d. 発行済口数	米ドル・クラス 153,949.02	口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス 180.18	米ドル 18,454円

() HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成25年10月末日現在)

	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	160,992,586.39	16,488,861
b. 負債総額	3,128,690.32	320,440
c. 純資産総額 (a-b)	157,863,896.07	16,168,420
d. 発行済口数	米ドル・クラス 659,093.29	口
	ユーロ・クラス 15,085.37	口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス 128.63	米ドル 13,174円
	ユーロ・クラス 116.28	ユーロ 16,216円

< 訂正後 >

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成25年10月末日現在)

	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	160,992,586.39	16,488,861
b. 負債総額	3,128,690.32	320,440
c. 純資産総額 (a-b)	157,863,896.07	16,168,420
d. 発行済口数	米ドル・クラス 659,093.29	口
	ユーロ・クラス 15,085.37	口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス 128.63	米ドル 13,174円
	ユーロ・クラス 116.28	ユーロ 16,216円

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(2) 受益者集会

<訂正前>

受託会社または管理会社は、各ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催される各ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、特別決議により、()信託証書の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、()ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

<訂正後>

受託会社または管理会社は、ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全てのサブ・ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、特別決議により、()信託証書の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、()ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第 1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

< 訂正前 >

資本金の額 平成25年11月末日現在、100,000英ポンド(約1,674万円)

発行済株式総数 100,000株,

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド = 167.42円)による。

< 訂正後 >

資本金の額 平成26年2月末日現在、100,000英ポンド(約1,701万円)

発行済株式総数 100,000株,

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド = 170.14円)による。

2 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成25年10月末日現在、以下のとおり、9本の投資信託(合計純資産総額3,997.76百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成25年10月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	1,934.07
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	188.30
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	3.41
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファン ド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	138.14
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	106.62
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ファ ンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	495.04
BFC バリュー・チェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	37.73
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	0.00
プライベート・エクイティ・シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	1,094.45

< 訂正後 >

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成26年2月末日現在、以下のとおり、9本の投資信託(合計純資産総額3,833.9百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成26年2月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	<u>1,933.1</u>
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	<u>164.8</u>
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	<u>3.5</u>
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファン ド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	<u>191.1</u>
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	<u>102.7</u>
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ファ ンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	<u>436.2</u>
BFC バリュース・チェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	<u>37.3</u>
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	0.0
プライベート・エクイティ・シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	<u>965.2</u>

[次へ](#)

3 管理会社の経理状況

< 訂正前 >

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

(後略)

< 訂正後 >

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

(後略)

[次へ](#)

5 その他

< 訂正前 >

(前略)

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社は、本書提出日現在、その知りかつ信じる限り、いかなる管轄法域における裁判所、仲裁機関および政府機関において、仲裁または行政手続に関与していない。

その他、本書提出日現在、管理会社、ユニ・フォリオおよび各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

< 訂正後 >

(前略)

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社は、有価証券届出書提出日現在、その知りかつ信じる限り、いかなる管轄法域における裁判所、仲裁機関および政府機関において、仲裁または行政手続に関与していない。

その他、半期報告書提出前 6 か月以内において、訴訟事件その他管理会社、ユニ・フォリオおよびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

< 訂正前 >

別紙A

ファンド概要

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

1 投資目的

主としてアジア市場におけるロング/ショート株式戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選り抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主としてアジア市場におけるロング/ショート株式戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。

ファンドが投資するヘッジ・ファンドはまた、マクロ、アービトラージおよびイベント・ドリブン戦略を含むがこれらに限定されない各種戦略を利用する。アジアおよび極東市場におけるこれらの投資は、オーストラリア、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、中華人民共和国、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾およびタイを含むがこれらに限定されない。

いつでも、連結ベースでファンドの資産総額(銀行融資残高および最長12か月満期の一覧払いまたは要求払いレボ契約に起因する請求からなる流動資産を除く。)の最低3分の2は、直接的または間接的にアジアに本拠地を有する発行体、経済活動を主にアジアで行っている発行体または持株会社としてアジアに本拠地を有する企業の株式を保有している発行体の募集に投資される。

3 ハードルレート

米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

- () 当初発行価格 : 100.00米ドル(平成14年6月28日に再設定)
- () 基準通貨 : 米ドル
- () クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨
- () 受益証券の形態 : 累積型
- () 分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。
- () 取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))
- () 最低保有金額および取引単位 : 25,000米ドルまたは管理会社はその裁量で決定する金額
- () 決算日 : 毎年7月の最終営業日
- () 設立費用は、25,000米ドルを超えない。
- () 申込手数料 : 申込金額の最大3%の当初申込手数料を管理会社の裁量により課すことができる。
年間手数料 : 管理報酬率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。
投資先ファンドについての追加報酬は、当該投資先ファンドのレベルで課される。

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融行動監視機構による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する団体の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、(管理会社と投資顧問会社との間で締結される)投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

6 投資制限

- () ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社(以下、各々を「投資先ファンド」という。)の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思われる商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- () ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- () 各評価時点において、(a)ファンドの純資産総額の最低40%は、月次またはそれ以上の取引頻度において投資先ファンドで保有され、(b)更に、ファンドの純資産総額の40%は、四半期毎またはそれ以上の取引頻度において投資先ファンドで保有されるものとし、加えて、(c)ファンドの純資産総額の20%以下は、四半期毎を上回る取引頻度で投資先ファンド(サイドポケット保有を含む。)で保有されるか、または、クローズドエンド型ファンドの投資証券または持分となるが、かかる投資証券または持分が取引される確固たる市場は存在していない。
- () 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。
- () ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- () 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。

- ()ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。
- ()ファンドは、(a)管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは(b)管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。(b)項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関係を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、()共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または()資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
- ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われることがない。
- ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。
- 管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。
- ()ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。
- (x)ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- (x)ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- (x)ファンドは、不動産を取得してはならない。
- (x)ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
- (x)ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- (x)ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。
- (x)ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。
- 日本におけるHSBCアジア・アドバンテージ・ファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。
- (x)管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。
- (x)各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。
- (xx)管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

() (a) 投資先ファンドの売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および(b) 受益者による買戻し資金調達のために3か月間(いずれの場合も、キャッシュ・フローについて関連通貨ヘッジのための資金調達を含む。)

() 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の20%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買戻されなかったいかなる受益証券も、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買戻される。

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

() 市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)

() 信用リスク(1)、(2)、(3)

() 流動性リスク(1)、(2)、(3)

() 集中リスク(1)、(2)

() レバレッジ・リスク

() HSBCグループ開示

() 投資顧問会社および投資制限

() スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

11 投資先ファンド

平成25年10月末日現在、純資産総額の10%を超えて投資する投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	OZ Asia Overseas Fund, Ltd.
運用の基本方針	OZ Asia Overseas Fund, Ltd.の投資方針は、主にアジア企業の株式および債務証券における価格の非効率性を追求することにより、ボラティリティを低く抑えつつ、持続的な絶対リターンを獲得することである。OZ Asia Overseas Fund, Ltd.は、()ファンダメンタルなバリュー・ドリブン投資、()資本構成または企業運営の再構築または変更を促し兼ねない状況下でのイベント・ドリブン投資、ならびに()株式、債務、インフラおよびプロジェクト・ファイナンス投資を含む特殊状況に特に重点を置いた、分散投資戦略を実行する。投資戦略には、リスクまたは合併アービトラージ、ロング・ショート株式、転換アービトラージ、資本構成アービトラージならびにクレジットおよびストラクチャー・クレジットの投資機会が含まれるが、これらに限られない。
投資対象	OZ Asia Overseas Fund, Ltd.は、株式および債務証券ならびにその他の資産の組入銘柄の投資および取引を行う。投資取引対象は、普通株式、優先株式、転換証券、支払現物有価証券、新株引受権、債務商品、債務担保証券、ローン担保証券または類似の商品、不動産およびその他の有形資産、事業会社、外国為替、現金および現金等価物、オプション、差金決済取引、排出枠、上場投資信託、先物、スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他デリバティブが含まれる。
投資運用会社	Oz Management LP

投資先ファンドの名称	Fortress Asia Macro Fund Ltd.
運用の基本方針	Fortress Asia Macro Fundの主要な投資目的は、厳格でダイナミックでかつモジュール式の投資プロセスを実行することにより、また流動性のある投資対象に重点を置くファンダメンタルなマクロ経済戦略を通じて、アジア太平洋地域に主に関連する国際的な債券、商品、通貨およびエクイティ・マーケットならびにこれらに関連するデリバティブに投資することにより、Fortress Asia Macro Fundの元本にかかる優れたトータル・リターンを生み出すことである。
投資対象	関連市場の展望および分析に従って投資を行うため、債券および/または持分証券、ならびにあらゆる種類のデリバティブ(債務および/または持分関連デリバティブ、通貨、商品、先物、先渡、オプション、差金決済取引、スワップ(クレジット・デフォルト・スワップを含む。))ならびに上場デリバティブおよび店頭デリバティブ(すなわち仕組債ならびにその他のハイブリッド証券および商品)を含む。)のロングおよびショートにて取引し、これらに投資する。さらに、レポ契約およびリバース・レポ契約、マスター・ノート購入契約、ローン・パーティシペーション契約、株式貸借取引、マージン・レンディング契約、フォワード・コミットメントおよび特約日受渡取引ならびに投資運用会社が必要もしくは適切であるとみなすその他の種類の契約または商品を締結することができる。投資対象証券および商品は、国際機関または公的国際機関、政府ならびに下部機構および代行機関、地方自治体ならびにその機関および代行機関、法人、パートナーシップ、トラストおよびその他の発行者によって発行されることができ、公認の取引所もしくは店頭市場に上場されているか、または当該取引所もしくは店頭市場で取引されているかを問わない。
投資運用会社	Fortress Asia Macro Advisors LLC または他のFortress の関係会社

投資先ファンドの名称	The Segantii Asia-Pacific Equity Multi-Strategy Fund
運用の基本方針	<p>The Segantii Asia-Pacific Equity Multi-Strategy Fundの主要な投資目的は、負担されるリスクの水準に比例して、継続的かつ絶対的なリターンを提供することである。</p> <p>The Segantii Asia-Pacific Equity Multi-Strategy Fundは、マルチ・ストラテジー投資プログラムを採用することにより、その投資目的を達成するよう努める。投資運用会社は、The Segantii Asia-Pacific Equity Multi-Strategy Fundのために、とりわけ、レバティブ・バリュー取引戦略およびオポチュニスティック・イベント取引戦略を活用する予定である。</p>
投資対象	<p>The Segantii Asia-Pacific Equity Multi-Strategy Fundがその投資目的の追求において投資するかまたは取引する証券、デリバティブおよび投資商品は、以下を含むが、これらに限定されない。すなわち、株式、株式利用商品、預託証券（米国預託証券（ADR）、グローバル預託証券（GDR）、台湾預託証券（TDR）およびインド預託証券（IDR）を含むが、これらに限定されない。）、上場先物、上場オプション、エクイティ・ワラント、店頭取引デリバティブ、不動産投資信託（REIT）およびその他のアセットバック投資ビークル、スワップ、通貨、通貨先渡し、通貨オプション、転換可能および交換可能な債券、上場投資信託（ETF）ならびに引渡不可能な通貨先渡しである。</p> <p>The Segantii Asia-Pacific Equity Multi-Strategy Fundは、非株式証券、デリバティブおよび投資商品（コモディティ、クレジット、通貨、確定利付デリバティブおよびそれに関連するデリバティブを含むが、これらに限定されない。）に投資することがある。</p>
投資運用会社	Segantii Capital Management (Cayman) Limited

別紙 B

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中略)

6 投資制限

(中略)

(x) 各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。

(xx) 管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

アイルランドにおけるHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド スターリング・クラスの認可の結果、以下の追加の投資制限がHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドに適用される。

(中略)

別紙 C

定義

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

(中略)

「ファンド」 ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない限り、ユニ・フォリオのサブ・ファンドのすべてのクラスを含む。

「ファンド概要」 各ファンドに関する特定情報を記載した各ファンド情報中の文節を指す。

「ファンド証書」 各ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をいう。

(中略)

「インデックス」 各ファンド・セクションの「ハードルレート」の見出しの下に記載されているインデックスをいう。

「投資先ファンド」 アドバンテージ・ファンズズの投資顧問会社が、アドバンテージ・ファンズズの資産を配分したファンドをいう。

(後略)

< 訂正後 >

別紙 A

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

(中略)

6 投資制限

(中略)

(x)ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。

(xx)管理会社が、管理会社自身またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

アイルランドにおけるHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド スターリング・クラスの認可の結果、以下の追加の投資制限がHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドに適用される。

(中略)

別紙 B

定義

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

(中略)

「ファンド」 ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない限り、ユニ・フォリオのサブ・ファンドのすべてのクラスを含む。ユニ・フォリオは、現在1本のサブ・ファンドにより構成されているが、その他のサブ・ファンドが信託証書により設定されることがある。

「ファンド概要」 ファンドに関する特定情報を記載したファンド情報中の文節を指す。

「ファンド証書」 ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をいう。

(中略)

「インデックス」 ファンド・セクションの「ハードルレート」の見出しの下に記載されているインデックスをいう。

「投資先ファンド」 アドバンテージ・ファンドの投資顧問会社が、アドバンテージ・ファンドの資産を配分したファンドをいう。

(後略)